

R6 裾野市立東中学校いじめ防止基本方針 令和6年4月

1. 学校教育目標

「未来に向かって 自分らしく 生きる人」

考える 対話する 多様性を認める

令和6年度より学校教育目標を「未来に向かって 自分らしく 生きる人」と定めた。現在、社会は著しい発展を遂げ、今後どのような社会となるのか予測が困難な時代となった。そのため従来の教育で重視された、知識を効率よく覚える力ではなく、現在は主体的に自ら考え、場に応じて自己の能力を発揮する力が求められている。この力を育てるためには「考え、対話し、多様性を認める機会」が必要不可欠である。

社会の中で、自らの個性を認め、生かそうとする中で生徒は自己を振り返り、それぞれの未来に向かって歩む力を伸ばすことができるだろう。義務教育の中で「考え、対話し、多様性を認める機会」を通して開かれた未来に向かい、自分らしく生きる人を育みたい。

2. いじめ防止等の重点目標

生徒が所属感、自己有用感を持ち、いじめを生みにくい学校風土づくり
～安心して通える学校、学ぶ喜びを実感できる学校～

重点①

仲間のために行動できる生徒を育てます

重点②

生徒のサインを見逃さないよう気を配ります

重点③

生徒の安全確保を最優先にし、組織で対応します

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任 3名・養護教諭・該当教員

保護者・地域・関係機関との連携

3. いじめ防止等の基本的な考え方

本校では、学校教育目標である「未来に向かって 自分らしく 生きる人」の育成を教育の根幹に据え、高い規範意識をもち、爽やかな挨拶と優しい心遣いのできる生徒を育成することで、いじめの未然防止に努めます。その上で、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうるものであることを念頭に置き、大人に分からないように行われるいじめまで見抜けるように、生徒のあらわれをよく観察し、いじめと思われる事態を見逃さないように努めます。いじめが発見された場合は、事情をよく確認し、いじめられている生徒の側に立った適切な指導をするよう努め、重大ないじめと判断される場合は、関係機関と連携し、解決に向けて総力を挙げて取り組みます。

4. 取組の内容

(ア) いじめの未然防止

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知をし、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、配慮が必要な発達障害を含む、障害のある生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要な指導を組織的に行う。
- ② 全校集会や学年・学級などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成していく。
- ③ すべての生徒が参加し、活躍できる「分かる授業」を目指す。また、道徳教育の充実を図り、特に、思いやり、正義感、生命の尊重、男女理解、社会規範の向上の項目を重視して指導を行う。
- ④ 生徒自身がいじめについて主体的に考え、「仲間自分の体の一部である」ことを徹底するために、生徒会によるいじめ撲滅の取り組みを進める。

(イ) いじめの早期発見

- ① 毎月のアンケート調査や、定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 休み時間や放課後等の雑談の中で、生徒の様子に目を配ったりし、交友関係や悩みを把握したりする。

(ウ) いじめへの適切な対応

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事に報告・連絡・相談をして、速やかに当委員会を開催し、組織的に対応する。生活アンケート実施後は、情報の有無にかかわらず、当委員会での報告を行う。報告された事例とその対応については、速やかに全職員で共有して適切な指導を行う。また、いじめが解消されるまで追跡調査を行っていく。
- ② 当委員会とともに、毎週火曜日の運営委員会の中でも、情報共有していく。
- ③ 被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(工) 保護者との連携

- ① PTA等との連携の中で、家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にし、子どもが安心感や信頼感で満たされるように働きかけていく。
- ② 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こることがないように、保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる。

(オ) 関係機関との連携

- ① いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりする時は、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合は、市教育委員会に報告する。必要に応じてスクールカウンセラーやこども家庭センターなどの専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察に相談し、連携して対応する。